

平成二十一年十二月十一日受領
答弁第一七二号

内閣衆質一七三第一七二号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員石田真敏君提出地域主権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石田真敏君提出地域主権に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「地域主権」とは、憲法を前提としつつ、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める、活気に満ちた地域社会をつくるための改革の根底をなす理念として掲げているものであり、「この思想に反することはないか」との御指摘は当たらないものと考えます。

政府としては、御指摘の「マニフェスト」も踏まえ、「地域主権」改革として、国と地方が対等の立場で対話することができる新たなパートナーシップ関係への根本的な転換を図ることとしている。